

災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定書

岩手県（以下「甲」という。）と、公益社団法人岩手県栄養士会（以下「乙」という。）とは、災害発生時における栄養・食生活支援活動にかかる協力について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、県内で災害が発生した場合において、災害救助法（昭和22年法律第118号）、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び岩手県地域防災計画に基づき、甲が行う避難所及び仮設住宅等の被災者に対する健康管理活動のうち栄養・食生活支援活動等（以下「栄養・食生活支援」という。）に係る乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請等）

第2条 甲は、被災者に対し、栄養・食生活支援を行う必要が生じた場合は、乙に対し、派遣を要請するものとする。

乙は、甲から要請を受けた場合は、被災地域に派遣する管理栄養士・栄養士（以下「乙が派遣する管理栄養士等」という。）の調整を行い、速やかに栄養・食生活支援チームを編成するものとする。

2 乙は、必要により、JDA-DAT（日本栄養士会災害支援チーム）の派遣調整を行い、栄養・食生活支援チームの指揮連絡調整を行う。

3 乙は、栄養・食生活に係る支援活動を円滑に実施するため、災害時における栄養・食生活支援活動計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

（支援活動内容）

第3条 乙が派遣する管理栄養士等は、原則、被災地において医療救護班や健康管理活動班と連携し、次の各号に掲げる活動を行うものとする。

- （1）災害時要配慮者に対する栄養・食生活相談
- （2）避難所での食事状況調査や衛生指導、栄養健康教育
- （3）特殊栄養食品等（アレルギー対応、母子栄養、高齢者用食品、病者用食品等）の提供に係る支援
- （4）その他甲が必要と認める活動

（指揮命令等）

第4条 乙が派遣する管理栄養士等に対する指揮命令は、甲が指定する者が行うものとする。

（現地までの移動手段）

第5条 乙が派遣する管理栄養士等の現場までの移動手段、宿泊先及び食料は、原則として乙が確保するものとする。

（報告）

第6条 乙は、第3条に規定する業務を行ったときは、報告書及び活動記録により甲に報告するものとする。

（派遣費用負担）

第7条 甲の要請に基づき、乙が第3条に基づく活動を実施した場合に要する次の各号に掲げる経費は、災害救助法に基づき、甲が負担するものとする。

- （1）管理栄養士等の派遣に要する費用

- （2）要配慮者の栄養・食生活相談に必要な特殊栄養食品等の提供（支援物資以外の必要食品購入）に伴う費用
- （3）管理栄養士等が栄養・食生活支援活動において負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助金
- （4）その他の費用負担については、甲乙の協議の上、別に定めるものとする。

（体制の整備）

第8条 乙は、災害時に迅速な対応がとれるよう、派遣体制の整備と甲との連絡体制の強化に努めるものとする。

（連絡責任者）

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては岩手県保健福祉部健康国保課総括課長、乙においては会長とする。

（訓練、研修）

第10条 甲は、この協定に基づく乙の協力が円滑に行われるよう、乙の人材育成、技術向上等を図るため、乙が行う研修、訓練の企画及び実施に協力するものとする。

（有効期間）

第11条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和9年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに甲、乙いずれからも書面による解約の申出がなければ、本協定と同一の内容で1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

（細則）

第12条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に定める。

（その他）

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ署名の上、各自1通を保管するものとする。

令和8年7月6日

甲 岩手県
岩手県知事

達増拓也

乙 岩手県盛岡市中央通3丁目11-6 グランディール中央1階
公益社団法人岩手県栄養士会
会長

吉岡美子